

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 2月14日
【会社名】	中央ビルト工業株式会社
【英訳名】	CHUO BUILD INDUSTRY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 西本 安秀
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋富沢町11番12号
【電話番号】	03(3661)9631(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長 石井 裕
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋富沢町11番12号
【電話番号】	03(3661)9631(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長 石井 裕
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 465,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 中央ビルト工業株式会社 関西支店 (大阪府大阪市中央区高麗橋 1 丁目 5 番 9 号) 中央ビルト工業株式会社 中部支店 (愛知県名古屋市中区新栄 2 丁目 1 番 9 号) 中央ビルト工業株式会社 九州支店 (福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1515番地 5 )

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,100,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は1,000株となっております。

- (注) 1. 平成29年2月14日(火)開催の取締役会決議によります。  
 2. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。  
 株式会社証券保管振替機構  
 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
募集株式			
その他の者に対する割当	3,100,000株	465,000,000	232,500,000
一般募集			
計(総発行株式)	3,100,000株	465,000,000	232,500,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。  
 2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。増加する資本準備金の額の総額は232,500,000円であります。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
150	75	1,000株	平成29年3月3日(金)		平成29年3月3日(金)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
 2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。  
 3. 申込みの方法は、申込期間内に本第三者割当の割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。  
 4. 払込期日までに、本第三者割当の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われなないこととします。

##### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
中央ビルト工業株式会社 総務部	東京都中央区日本橋富沢町11番12号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 小舟町支店	東京都中央区日本橋小舟町8番1号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
465,000,000	35,000,000	430,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額は、アドバイザー費用、弁護士費用、書類作成諸費用、登記費用等を見込んでおりません。

## (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額430百万円につきましては、当社の所有する千葉工場の敷地内に旭化成ホームズ株式会社(以下「旭化成ホームズ」または「割当予定先」といいます。)が鉄骨部材製造工場を新設する際に、当該敷地にある機材を移転するための設備投資及び移転費用への充当を目的としております。

具体的な資金使途	想定金額(百万円)	支出予定時期
千葉機材センター移転先における設備投資資金	360	平成29年4月～9月
千葉機材センター移転費用資金	70	平成29年4月～9月

(注) 1. 設備投資は、舗装工事及び事務所・作業所等の建物建築工事であります。

2. 移転費用は、賃貸機材の移動運賃及び荷役費用、稼働開始までの支払地代であります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

平成29年2月14日付で、当社の主要株主であるアルインコ株式会社(以下「アルインコ」といいます。)は旭化成ホームズとの間で、アルインコが保有する当社普通株式の一部である4,600,000株を割当予定先へ市場外の相対取引により譲渡する旨の契約を締結したことから、以下のとおり当社株式の売出しを行います。

なお、当該売出しが実行された場合、旭化成ホームズが保有することとなる当社株式の数は、本第三者割当により割り当てられる3,100,000株と合計して7,700,000株となり、当社の平成28年9月30日現在の発行済株式総数20,687,400株(以下「発行済株式総数」の記載において同じです。)の37.22%(小数点以下第三位四捨五入。以下発行済株式総数に対する割合の計算において同じです。)にあたります。

### (1) 売出しの概要

売出株式の種類及び数	当社普通株式 4,600,000株
売出価格	1株につき150円 本第三者割当と同様の価格となっております。
売出価額の総額	総額690,000,000円
売出株式の所有者及び売出株式数	アルインコ株式会社 4,600,000株
売出方法	以下の1社に対する売出し 旭化成ホームズ株式会社 4,600,000株
申込期間	平成29年3月3日
受渡期間	平成29年3月3日
申込証拠金	該当事項はありません
その他	本件売出しについては、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

### (2) 本売出しにより株式を取得する会社の概要

名称	旭化成ホームズ株式会社	
所在地	東京都新宿区西新宿1丁目24番地1号 エステック情報ビル	
代表者	代表取締役社長 池田 英輔	
事業内容	新築請負事業、不動産関連事業、リフォーム事業	
資本金	3,250百万円	
設立年月	昭和47年11月	
当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。
	取引関係	完全子会社である旭化成住工株式会社と平成28年7月頃まで、住宅用鉄骨部材の製造受託を請け負う等の取引関係がありました。
	人的関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要	名称	旭化成ホームズ株式会社	
	本店の所在地	東京都新宿区西新宿1丁目24番地1号 エステック情報ビル	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 池田 英輔	
	資本金	3,250百万円	
	事業の内容	新築請負事業、不動産関連事業、リフォーム事業	
	主たる出資者及びその出資比率	旭化成株式会社 100.0%	
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	完全子会社である旭化成住工株式会社と平成28年7月頃まで、住宅用鉄骨部材の製造受託を請け負う等の取引関係がありました。	

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本有価証券届出書提出日(平成29年2月14日)現在のものであります。

## c 割当予定先の選定理由

当社は、過去、長年に亘って、割当予定先である旭化成ホームズグループと住宅用鉄骨部材の製造受託を請け負う等の取引関係がございましたが、今後は同社の首都圏需要の積極的取込と云う方針に呼応し当社の製造高を一段と高めるためにはパートナー関係の更なる強化を図る必要があると考え、割当予定先として選定いたしました。そして、当社の金属加工事業と割当予定先の建設事業の各分野においてそれぞれが有する経営資源を有効に活かしつつ、それぞれの競争力を強化するとともにそれぞれの企業価値を向上させることを目的として、業務提携を行うことといたしました。

加えて、業務提携による相互の信頼・協力関係を強化するとともに、その目的である協業によるシナジー効果を円滑かつ効率的に実現し、その実効性を担保するため、割当予定先が当社株式を保有することにより資本提携を行うことといたしました。

なお、業務提携の詳細は以下のとおりです。また、業務提携の実効性を高めることを目的として、割当予定先は、当社の株主総会における承認決議がなされることを条件に、取締役1名及び取締役・監査等委員1名を当社に派遣することについて合意しております。

当社は割当予定先の完全子会社である旭化成住工株式会社(以下「旭住工」といいます。)から建物用鉄骨部材を製造受託する。

当社は千葉工場の敷地の一部を割当予定先に賃貸する。その賃貸を受け割当予定先が鉄骨部材工場を新設する。

新設された工場を当社は割当予定先より賃借し又製造設備については旭住工より賃借する。

今回の資金調達に当たっては、自己資本を充実させることが望ましいと考え、エクイティ・ファイナンスによる資金調達が最善の方法であると判断いたしました。また、公募増資や株主割当といった手法よりも、取引先との関係を強化しつつ、迅速かつ確実な資金調達をすることができる第三者割当の手法が望ましいと判断いたしました。

なお、本第三者割当は、既存株主の議決権の希薄化を伴うものであります。しかしながら、上記のとおり、事業環境の大きな変化に継続的に対応しつつ事業をさらに拡大させるためには、割当予定先との関係を深化させ、当社製品の取扱高の増加に繋げることが当社の持続的成長に不可欠と考えており、本第三者割当により当社株式の希薄化が生じることとなっても、これを上回る当社企業価値を創造し、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益の拡大に貢献できるものと判断いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 3,100,000株

e 株券等の保有方針

本第三者割当により発行する割当新株式について、割当予定先からは当社株式を中長期的に保有する方針であることを確認しております。なお、当社は割当予定先から、本第三者割当の払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の財務諸表を入手し、本第三者割当に係る払込金額に要する十分な現金及び預金の保有を確認していることから、当社としてかかる払込に支障はないと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先からは、同社が反社会的勢力とは一切関係がないことを聴取しており、また同社が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を拱手しようとする個人、法人その他団体(以下「特定団体等」といいます。)でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していない旨の確認書を受領しております。なお割当予定先である旭化成ホームズの親会社旭化成株式会社は東京証券取引所に上場しており、同社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書において、割当予定先、割当予定先の役員または割当予定先の主要株主(以下「割当予定先等」といいます。)が反社会的勢力とは関係ないものと判断しております。また、当社が独自に行ったインターネット検索による同社に関する報道や評判等の調査結果により、当社は同社が特定団体等と関わりがないものと判断しております。以上により、当社は、割当予定先等が特定団体等とは一切関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定根拠

本第三者割当の発行価格につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」といいます。)の直前営業日(平成29年2月13日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である122円、本取締役会決議日の直前1ヶ月間(平成29年1月16日から平成29年2月13日まで)の終値平均値である118円(単位未満四捨五入。終値平均値の計算において以下同じです。)、本取締役会決議日の直前3ヶ月間(平成28年11月14日から平成29年2月13日まで)の終値平均値である116円、本取締役会決議日の直前6ヶ月間(平成28年8月15日から平成29年2月13日まで)の終値平均値である115円を勘案し、割当予定先と協議・交渉を経たうえで、150円と決定しました。

上記発行価格は、直近の株価及び一定期間の平均株価という平準化された値を勘案することで、株式市場における当社の適切な企業価値を反映できかつ一時的な株価変動の影響などの特殊要因を排除できるため算定根拠として客観性が高く、また直近の株価及び一定期間の平均株価よりもプレミアムになるため既存株主の経済的不利益にはならないことから合理的であると判断しております。

なお、上記発行価格150円は、本取締役会決議日の直前営業日の終値122円に対し22.95%のプレミアム、本取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値平均値118円に対し27.12%のプレミアム、本取締役会決議日の直前3ヶ月間の終値平均値116円に対し29.31%のプレミアム、本取締役会決議日の直前6ヶ月間の終値平均値115円に対し30.43%のプレミアムになります。

また、当該発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らし、特に有利な発行価格に該当しないものと判断しております。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により増加する株式数は3,100,000株(議決権数3,100個)であり、発行済株式総数の14.98%(平成28年9月30日現在の議決権総数20,239個(以下「議決権総数」の記載において同じです。))に対する割合は15.32%(小数点以下第三位四捨五入。以下、議決権総数に対する割合の計算において同じです。)に相当し、これにより一定の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本第三者割当は、当社にとって割当予定先との関係強化を伴うものであることから、今後の成長基盤の確立と企業価値の向上に資するものとして、発行数量及び希薄化の規模においても、合理性があるものと考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当により新たに発行する株式数は3,100,000株(議決権数3,100個)であり、発行済株式総数の14.98%(議決権総数に対する割合は15.32%)に相当します。また、平成29年2月14日付で、当社の主要株主であるアルインコは割当予定先との間で、アルインコが保有する当社株式の一部である4,600,000株(議決権数4,600個)を割当予定先へ相対取引により譲渡する旨の契約を締結しており、割当予定先が保有することとなる当社株式の数は、合計して7,700,000株(議決権数7,700個)となり発行済株式総数の37.22%(議決権総数に対する割合は38.05%)にあたり、当社株式の25%以上を割当予定先が保有することとなるため、大規模な第三者割当に該当します。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)
旭化成ホームズ株式 会社	東京都新宿区西新宿 1 丁目24番 1号			7,700	32.99
アルインコ株式会社	大阪府高槻市三島江 1 丁目 1番 1号	6,819	33.69	2,219	9.51
日鐵住金建材株式会 社	東京都江東区木場 2 丁 目17番12号	965	4.77	965	4.13
大日メタックス株式 会社	福井県福井市森行町 2 番 5号	350	1.73	350	1.50
三井住友信託銀行株 式会社	東京都千代田区丸の内 1丁目 4番 1号	341	1.68	341	1.46
村山 信也	東京都西多摩郡瑞穂町	263	1.30	263	1.13
遠藤 晶久	東京都青梅市本町	258	1.27	258	1.11
中央ビルト工業株式 会社 (自己株式)	東京都中央区日本橋富 沢町11番12号	250		250	
丸藤シートパイル株 式会社	東京都中央区日本橋本 町 1丁目 6番 5号	250	1.24	250	1.07
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木 1 丁 目 6番 1号	207	1.02	207	0.89
石原 勝	新潟県佐渡市両津夷	182	0.90	182	0.78
計		9,886	47.60	12,986	54.57

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当前の「所有株式数」に、本第三者割当により割り当てられる株式数を加えた株式数によって算出しております。
3. なお、本第三者割当の払込期日と同日付で、割当予定先はアルインコから相対取引により当社株式を取得する予定です。その結果、割当予定先の所有株式数は7,700,000株、総議決権数に対する所有議決権数の割合は32.99%となる見込みです。上表は、アルインコからの株式取得が実行されることを前提にしております。
4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

- (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

## a 大規模な第三者割当を行うこととした理由

前記「1 割当予定先の状況」の「c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社は、過去、長年に亘って、旭化成ホームズグループと住宅用鉄骨部材の製造受託を請け負う等の取引関係がございましたが、今後は同社の首都圏需要の積極的取込と云う方針に呼応し当社の製造高を一段と高めるためにはパートナー関係の更なる強化を図る必要があると考え、割当予定先と協議を重ねて参りました。このたびは資本業務提携を実施し、業務提携による相互の信頼・協力関係を強化するとともに、その目的である協業によるシナジー効果を円滑かつ効率的に実現し、その実効性を担保するため、割当予定先が当社株式を保有することにより資本提携を行うことといたしました。今回の資金調達に当たっては、公募増資や株主割当といった手法よりも、取引先との関係を強化しつつ、迅速かつ確実な資金調達をすることができる第三者割当を実施することが、最適な方法であるとの考えに至りました。



b 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本第三者割当により新たに発行する株式数は3,100,000株(議決権数3,100個)であり、発行済株式総数の14.98%(議決権総数に対する割合は15.32%)に相当します。また、平成29年2月14日付で、当社の主要株主であるアルインコは割当予定先との間で、アルインコが保有する当社株式の一部である4,600,000株(議決権数4,600個)を割当予定先へ相對取引により譲渡する旨の契約を締結しており、割当予定先が保有することとなる当社株式の数は、合計して7,700,000株(議決権数7,700個)となり発行済株式総数の37.22%(議決権総数に対する割合は38.05%)にあたるため、当社株式の25%以上を割当予定先が保有することとなります。

しかしながら、前記「1 割当予定先の状況」の「c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社は、株式の希薄化を伴ってでも、事業環境の大きな変化に継続的に対応しつつ事業をさらに拡大させるためには、割当予定先と関係を深化させ、当社の金属加工事業と割当予定先の建設事業の各分野においてそれぞれが有する経営資源を有効に活かしつつ、それぞれの競争力を強化することで当社製品の取扱高の増加に繋げることが当社の持続的成長に不可欠と考えており、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益の拡大に貢献できるものと判断いたしました。今後の成長基盤の確立と企業価値の向上に資すると見込まれることから、既存株主の皆様にとっても有益であり、発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると判断しております。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1 事業等のリスク

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第65期)及び四半期報告書(第66期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成29年2月14日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第65期)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成29年2月14日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりです。

(平成28年6月30日提出の臨時報告書)

#### 1. 提出理由

平成28年6月24日開催の第65回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2. 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月24日

##### (2) 決議事項の内容

###### 第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 2円50銭 総額 51,106,348円

ロ 効力発生日

平成28年6月27日

###### 第2号議案 定款一部変更の件

###### 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、西本安秀、安孫子雷太、林茂雄、庄野豊、齋藤健、川上義広、実野現を選任するものであります。

###### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、岡田一馬、岡本政明、岸田英雄を選任するものであります。

###### 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、林茂雄、岡本直也を選任するものであります。

###### 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

###### 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	議決の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	12,848	104	0	(注)1	可決 99.19
第2号議案 定款一部変更の件	12,870	82	0	(注)2	可決 99.36
第3号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)7名選任 の件					
西本 安秀	12,855	97	0	(注)3	可決 99.25
安孫子 雷太	12,860	92	0		可決 99.28
林 茂雄	12,860	92	0		可決 99.28
庄野 豊	12,860	92	0		可決 99.28
齋藤 健	12,860	92	0		可決 99.28
川上 義広	12,851	101	0		可決 99.22
実野 現	12,859	93	0		可決 99.28
第4号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件				(注)3	
岡田 一馬	12,864	88	0	(注)3	可決 99.32
岡本 政明	12,864	88	0		可決 99.32
岸田 英雄	12,855	97	0		可決 99.25
第5号議案 補欠の監査等委員である 取締役2名選任の件				(注)3	
林 茂雄	12,865	87	0	(注)3	可決 99.32
岡本 直也	12,864	88	0		可決 99.32
第6号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)の報酬等 の額設定の件	12,835	117	0	(注)1	可決 99.09
第7号議案 監査等委員である取締役 の報酬等の額設定の件	12,837	115	0	(注)1	可決 99.11

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(平成29年2月14日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

平成29年2月14日開催の当社取締役会において決議いたしました、旭化成ホームズ株式会社を割当先とする第三者割当(以下「本第三者割当」といいます。)による新株式発行に関し、平成29年3月3日に払込手続きが完了する予定です。また、本第三者割当の払込日と同日付で、旭化成ホームズ株式会社は、当社の主要株主であるアルインコ株式会社から当社株式を取得する予定です。これに伴い、当社の主要株主に異動が生じる見込みとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2. 報告内容

## (1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主となるもの 旭化成ホームズ株式会社  
 主要株主でなくなるもの アルインコ株式会社

## (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

主要株主となるもの  
 旭化成ホームズ株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	個	%
異動後	7,700個	32.99%

主要株主でなくなるもの  
 アルインコ株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	6,819個	33.69%
異動後	2,219個	9.51%

- (注1) 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成28年9月30日現在の総議決権数(20,239個)に基づき計算しております。
- (注2) 異動後の総株主等の議決権に対する割合は、平成28年9月30日現在の総議決権数に本第三者割当により増加する議決権数(3,100個)を加えた数である23,339個を基準としております。
- (注3) 総株主等の議決権に対する割合については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## (3) 当該異動の年月日

平成29年3月3日

## (4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 275,500,000円  
 発行済株式総数 普通株式 20,687,400株

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第65期)	自 至	平成27年4月1日 平成28年3月31日	平成28年6月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第66期第3四半期)	自 至	平成28年10月1日 平成28年12月31日	平成29年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月24日

中央ビルト工業株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 加藤克彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 菊地 徹

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中央ビルト工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央ビルト工業株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、中央ビルト工業株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、中央ビルト工業株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年2月14日

中央ビルト工業株式会社  
取締役会御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤克彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菊地徹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている中央ビルト工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第6期事業年度の第3四半期会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、中央ビルト工業株式会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年2月14日開催の取締役会において、旭化成ホームズ株式会社と業務資本提携契約の締結及び旭化成ホームズ株式会社を割当先とする第三者割当により発行される株式の募集を決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。